



# 千葉労働組合

国鉄千葉労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (労働車会館)  
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番  
(公) 043(222)7207番  
97.10.3 No.4669

勝浦・木更津地労委 (9月30日)

## JR結託体制が鮮明に

### 公然とウソの証人

【勝浦地労委】

九月三〇日、一〇時から、千葉地労委において、勝浦運転区

廃止差別事件の第一回審問が行なわれ、会社側・西野史尚証人(当時、千葉支社人事課長)

に対する会社側主尋問が行なわれた。

主尋問で西野証人は、勝浦運転区から鴨川運輸区や運転各区への運転士の異動について証言を行なつた。その中で、鴨川運輸区への異動について、①車掌経験者であること、②指導操縦者であること、③活性化に取り組む社員、などとそれらしい理由を並べたが、そもそも労働千葉の組合員が希望しても車掌試験も受けさせず、指導操縦者にも指定していないのだ。また、人選の時期については、本線については八五年八月二九日の要員提案後からだと証言してきた。

しかし、それ以前から京葉運輸区や東京のJR総連の役員などが「鴨川運輸区へ行く」と言つていたことは明らかであり、まったくウソの証言を行ない、マジックを借り上げてまでJR総連の組合員を鴨川に送り込もうとしたしたことなどは全く触れることもできないという有様であった。

結局、労働千葉が当てはまるように異動の根拠を作り上げて、後日指示します。

### 動労千葉・國労破壊の先兵

今回証言に出てきた西野証人は、八七年二月の鉄道労連(現、JR総連)の結成當時から本部書記次長を務めた人物であり、

JR総連の指示に従つて労働千葉や国労に対する組織破壊攻撃の先陣を切つてきた輩なのである。

また、分割・民営化の前年の5月には、「国鉄若手有志」の決意表明に名を連ねてきたのである。しかも、この鴨川運輸区設置一勝浦運輸区廃止を千葉支社で最も積極的に推進したのも西野証人だと言われている。

こうしたことからも明らかに、JR総連革マルが結託して行なつた不当労働行為であることは明らかだ。

### 会社側の挙げ足取り 不當労働行為を証言

#### 布施副委員長

【木更津地労委】

● 国結運動会実行委員会とさき一〇月十一日(土)とところ動労千葉本部にて  
● 三里塚全国総決起集会とさき一〇月十二日(日)と十二時から  
● 集合 成田駅改札口前 10時30分

九月三〇日、一四時三〇分から、木更津支部脱退強要事件の第二回審問が行なわれ、組合側・布施副委員長に対する会社側反対尋問が行なわれた。

会社側は、布施副委員長の前回の証言をもとに反対尋問を行なつてきただが、ボーナスでの増減額や指針唱和の内容、事故防止での表彰など、ほとんど挙げ足取りに終始し、布施副委員長が逆に千葉運輸区の永島に対する特別待遇の実態を証言すると

結局、会社側は、労働委員会が予定していた二時間の内、一時間あまりで尋問を終わるという全く迫力のない反対尋問であった。

次回期日は、一〇月二三日、田中書記長が証言する予定となっている。勝利命令獲得に向け、傍聴に結集しよう。

また、現場長が毎年行なう面

◆当面するスケジュール◆